

# 那覇市屋外広告物条例及び同施行規則の改正について

## 1. 趣旨

公益上必要な施設又は物件の設置や管理等に要する費用の確保や屋外広告物の安全対策の必要性に伴う「屋外広告物条例ガイドライン（国土交通省）」の一部改正を受けて、那覇市屋外広告物条例及び同施行規則の一部改正を行っています。

## 2. 改正の概要

### (1) 禁止地域及び禁止物件への第三者広告物の表示

近年、公益上必要な施設等の設置費及び維持管理費や、地域社会への貢献度が高い民間主体の活動のための費用の確保が難しくなっていることを受け、広告物の表示によって得られる収入をこれらの費用に活用できるように、禁止地域や禁止物件に広告物を表示できるよう条例を改正しています。

今回の条例改正により、屋外広告物条例で自家用や管理用などを除く広告物の表示が原則禁止されている禁止地域や、法令等で設置義務があるものなどを除く広告物の表示が原則禁止されている禁止物件（道路標識、公衆トイレ、煙突やタンク類、照明塔など）へ収入を得られる広告物を表示できるようになります。

当該広告で得られる収入については、例えばバス停止屋の設置や維持に要する費用に充てることや、地域や通り会などの清掃活動などに要する費用に充てること出来ます。

### (2) 屋外広告物の点検の義務化

屋外広告物が原因の事故等の発生による安全対策の必要性の高まりを受け、全ての屋外広告物の点検を義務化します。更に、広告物の種類によっては有資格者による点検を義務付けます。（別表参照）

別表 屋外広告物点検義務一覧表

点検義務	全ての屋外広告物	
点検資格	はり紙、はり札等、立看板等、 広告幕、広告旗、気球広告	資格要件なし
	上記以外の広告物	資格要件あり（下記の資格者に限る） <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告士</li> <li>・建築士（1級、2級、木造建築士）</li> <li>・屋外広告業3年以上の実務経験               <ul style="list-style-type: none"> <li>－屋外広告物講習会修了者</li> <li>－職業訓練の課程修了者（※）</li> </ul> </li> <li>・職業訓練指導員の免許保持者（※）</li> <li>・技能検定の合格者（※）</li> <li>・屋外広告業の事業者団体が実施する広告物の点検に関する技能講習修了者</li> </ul> <u>※広告美術仕上げに係るものに限る</u>
報告書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物安全点検報告書（第12号様式）</li> <li>・現況の写真（申請の日前3カ月以内）</li> <li>・点検資格者の資格を証する書類の写し</li> <li>・その他必要と認める書類</li> </ul>	